

春日部市男女共同参画推進審議会条例の一部を改正する条例

春日部市男女共同参画推進審議会条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（設置） <u>第1条</u> <u>男女共同参画を推進するため</u>、春日部市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌事務） <u>第2条</u> 審議会は、市長の諮問に応じ、春日部市男女共同参画基本計画に関する事項その他男女共同参画社会の推進に関する重要な事項について調査審議する。 <u>2</u> 審議会は、必要と認める事項について調査審議し、市長に建議することができる。 （委員） <u>第3条</u> （略） （会長及び副会長） <u>第4条</u> （略） （会議） <u>第5条</u> （略） （意見聴取等） <u>第6条</u> （略） （庶務） <u>第7条</u> （略） （委任） <u>第8条</u> （略）	（設置） <u>第1条</u> <u>市長の諮問に応じ、春日部市男女共同参画基本計画に関する事項その他男女共同参画社会の推進に関する重要な事項について審議を行うため</u>、春日部市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （委員） <u>第2条</u> （略） （会長及び副会長） <u>第3条</u> （略） （会議） <u>第4条</u> （略） （意見聴取等） <u>第5条</u> （略） （庶務） <u>第6条</u> （略） （委任） <u>第7条</u> （略）

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。